

農地中間管理事業における附属物の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金(以下、「基金」という。)が農地中間管理事業により貸借する農用地等に設置済または設置予定の附属物について、当該農用地等の返還時などにおけるトラブルを未然に防止するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において使用する用語については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 附属物 別表で示した建物・構築物および生物などであって、基金が農地中間管理事業により貸借する農用地等に設置済または設置予定のもの。
- (2) 当事者 附属物が設置済または設置予定の農用地等(以下、「附属物設置農用地等」という。)の所有者、および借受者。
なお、附属物の設置者である所有者がこれら以外の者の場合はこの者を含む。
- (3) 確認書等 別紙1「農地中間管理事業により貸借する農用地等の附属物に係る確認書」または附属物に係る同等の契約書。

(附属物に係る協議)

第3条 附属物設置農用地等を基金から借り受ける場合は、当事者間で附属物の内容および返還時または収去時の条件などについて協議を行わなければならない。

2 機構が促がしたにもかかわらず前項の協議が行われない場合、機構は附属物設置農用地等の借り受けおよび貸し付けを行わないことがある。

(確認書等の作成)

第4条 前条により協議した結果は、確認書等に取りまとめ、当事者間で一部ずつ保管するものとする。

- 2 借受者は、前項で作成した確認書等の写しを基金に提出しなければならない。
- 3 基金に提出した確認書等の内容に変更や修正などが生じる場合、借受者は当事者間で協議を行ったうえでその結果を基金に報告しなければならない。

(附属物の原状回復、収去)

第5条 借受者以外の者が設置した附属物を、借受者が借り受けた場合の原状回復や収去については、確認書等で取り決めた内容に基づくほか以下のとおりとする。

- 一 附属物設置農用地等の契約期間中に当事者間で再契約の意向が確認できた場合、返還時における附属物の原状回復や収去の履行を新たに設定される契約期間終了日まで延長することができる。
 - 二 確認書等で未定の原状回復に係る事項については、経年変化および通常の使用による消耗は附属物の所有者の負担とし、借受者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による消耗は借受者の負担を原則とする。
- 2 基金は、確認書等の有無にかかわらず附属物の原状回復や収去に伴う調整、紛争には関与しない。

(附属物の収去)

第6条 借受者が設置した附属物の収去については、確認書等で取り決めた内容に基づくほか以下のとおりとする。

- 一 附属物設置農用地等の契約期間中に当事者間で再契約の意向が確認できた場合、附属物の収去の履行を新たに設定される契約期間終了日まで延長することができる。
- 2 基金は、確認書等の有無にかかわらず附属物の収去についてその義務を負わない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、附属物設置農用地等に係る農用地利用集積計画および農用地利用配分計画の共通事項によるものとする。

.

附 則

この要領は、令和3年10月11日から施行する。

(別表) (参考) 減価償却資産の耐用年数一覧

1 建物・構築物の耐用年数

種類	構造・用途	細目	耐用年数※	
建物	木造のもの		15	
			14	
	木骨モルタル造のもの		34	
			38	
	レンガ造・石造・ブロック造のもの		31	
			24	
			17	
	鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	骨格材の肉厚が4mm超のもの		10
				7
		金属造	骨格材の肉厚が3mm超4mm以下のもの	10
骨格材の肉厚が3mm以下のもの、軽量鉄骨			7	
簡易建物	木製主要柱が10cm角以下でトタンぶきなど	10		
その他	ビニールハウス	堀立造のもの及び仮設のもの	7	
		主として金属造のもの(骨格部分が金属製)	10	
構築物	主としてコンクリート造、れんが造、石造またはブロック造のもの	その他のもの(骨格部分が木造)	5	
		斜降索道設備および牧さく(電気牧さくを含む)	14	
	主として金属造のもの	その他のもの	17	
		斜降索道設備	14	
	主として木造のもの	その他のもの(農用井戸、散水用配管など)	5	
		斜降索道設備、牧さく(電気牧さくを含む)など	10	
	主として土管のもの	農用井戸、かんがい用配管など	8	
		薬剤散布用およびかんがい用ビニール配管など	8	

2 生物の耐用年数

種類	細目	耐用年数※
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15
なし樹		26
桃樹		15
びわ樹		30
くり樹		25
梅樹		25
かき樹		36
あんず樹		25
すもも樹		16
キウイフルーツ樹		22
茶樹		34
桜桃樹		21
オリーブ樹		25

※ 参考：減価償却資産の耐用年数